

## 正副議長記者会見について

### 1 12月21日までの定例会の総括について

- 今期定例会の会期について、12月21日の本会議において令和4年1月13日まで延長することに決定した。
- 11月29日の初日本会議から12月21日までに可決した案件等は次のとおり。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計28件を可決した。
- 議員提出議案は、条例は「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」2件を可決し、決議・意見書は「文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書」等、計3件を全会一致で可決した。
- 「堺市立日高少年自然の家条例を廃止する条例」について、議案が付託されている健康福祉委員会において、閉会中の継続審査とすることが可決されたが、12月21日の本会議において、同議案を閉会中の継続審査とすることは否決された。定例会閉会をもって、当該議案は審議未了となり廃案となることから、12月21日の本会議において、会議規則第41条第1項に基づき、健康福祉委員会の審査を令和4年1月12日までに終えるよう期限を付すことが決定し、あわせて今期定例会の会期についても、令和4年1月13日まで延長することに決定した。

### 【堺市財政危機脱却プラン（案）関連の議案について】

- 本年8月に財政危機脱却プラン（素案）が示されて以降、議会において活発な議論がなされており、10月に示された案に基づき、関連議案が提案された。

#### 「堺市立日高少年自然の家条例を廃止する条例」

- 和歌山県に設置している堺市立日高少年自然の家について、東日本大震災以降、利用者が減少していること、施設の老朽化に伴い維持管理に係る費用が増加していることなどから、同施設を廃止するもの。
- 本会議において質疑が行われ、12月15日の健康福祉委員会において審議を行い、議論を重ねたが、「委員会の議論によって明らかになったように、当局の議案に関する説明は不十分であり、廃止に至る準備ができていないように見えたことから、当局においてもう少し議論を行うこと、あるいは議会での議論を深化させるため」との理由から、閉会中の継続審査とすることが可決された。しかし、12月21日の本会議において、本議案を閉会中の継続審査とすることは否決され、健康福祉委員会の審査を令和4年1月12日までに終えるよう期限を付すことに決定した。

#### 「堺市おでかけ応援利用者証条例の一部を改正する条例」

- 平成16年度より実施している、おでかけ応援制度について、昨今の高齢者を取り巻く環境の変化などを踏まえ、制度対象年齢を現行の65歳以上から、70歳以上に見直すもの。
- ただし、令和4年度から令和12年度までの間は、経過措置として、2年ごとに1歳ずつ段階的に年齢を引き上げるもの。

- 本会議において質疑が行われ、12月14日の建設委員会において、質疑や委員間討議も行い、議論を重ねたが、委員から、「健康増進施策をわずかでも後退させる事は、将来の更なる超高齢社会を乗り越える上でも懸念される。高齢者の健康増進や健康寿命延伸のためには、できるだけ早い段階から取り組む必要があり、財政上の課題の一面だけを捉えるべきではない。」、また、「事業開始から17年が経過し、高齢者の健康寿命の延伸など事業開始当初と高齢者を取り巻く社会情勢が変化しており、事業の目的である高齢者の外出支援、交通事業者支援を今後も継続していくためには改正は必要である。」など意見が出され、活発な議論が行われた。
- 12月21日の本会議において否決された。

### 【令和3年度堺市一般会計補正予算（第5～7号）】

- 「令和3年度堺市一般会計補正予算（第6号）」は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種のための体制確保、新型コロナウイルス感染症対策に係るPCR検査委託料及び入院医療費負担の所要増など、主に新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算であり、12月21日の本会議において可決された。
- 「令和3年度堺市一般会計補正予算（第5号及び第7号）」は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯・子育て世帯等に対する臨時特別給付金に関する補正予算であり、12月8日及び12月21日の本会議において可決された。
- 本市では、対象児童1人当たり現金5万円の先行給付と、追加の5万円相当分を合わせて、現金10万円を一括して12月27日に給付を開始する予定。

### 【議員提出議案について】

#### 「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」（期末手当に関する改正）

- 議会議員の期末手当の年間支給割合をこれまでの4.4月分から、0.1月分引き下げ、人事委員会の勧告と同様に4.3月分に改正するもの。
- 11月29日の本会議において、可決された。

#### 「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」（長期欠席にかかる改正）

- 議会議員が出産等を除き、一定例会の開会日から当該定例会の閉会までの間に開かれる会議等を全て欠席したときは、議員報酬を翌月分から支給しないものとし、あわせて期末手当の額の減額等を行うため、提案されたもの。
- 12月8日の本会議において、可決された。

### 【全会一致の決議・意見書について】

- 今期定例会で可決した決議・意見書は以下の3件であり、すべて全会一致で可決された。
  - 「文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書」
  - 「G7財務閣僚会議等の大阪、堺市への誘致開催を求める意見書」
  - 「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進するための決議」

## 2 議会報告会の開催について

- 議会報告会は、市民の皆さまに議会への関心を高めていただくとともに、市民の皆さまからの意見を直接お聞きし、これからの議会活動に反映させることを目的に開催するもの。
- 堺市議会基本条例第22条の規定に基づき毎年開催しており、今回で11回目となる。
- 開催日時は、令和4年1月30日（日）、午後1時から2時間半程度。市議会の本会議場や、第1・2委員会室などを使用して行う。
- 例年、直接、会場にお越しいただき参加していただいていたが、今回、初めての試みとして、オンラインによる参加も可能としている。
- オンライン会議システムを利用して、市民の方と意見交換を行う形式は、政令指定都市では初めての試み。
- 議員による議会報告を第1部とし、今般の新型コロナウイルス感染症対策に関する議会での議論について、議員から報告する。会場参加者の皆さまには、本会議場の議員席において報告を聞いていただき、オンライン参加者の皆さまには、インターネット中継により、第1部の様子の生中継配信を視聴いただく。
- 第2部では、「アフターコロナの堺のあり方について」をテーマに、参加者の皆さまと議員が自由に意見交換を行う。会場参加者の皆さまは、委員会室等に設えた、いくつかのテーブルに分かれていただき、オンライン参加者の皆さまは、オンライン会議システムを利用して、それぞれ議員と意見交換を行っていただく。意見交換終了後、会場参加者の皆さまは、再度、本会議場に参集いただき、それぞれのテーブルで出された議論の内容について、ファシリテーター役の議員から「総括発表」を行い、参加者全員で共有していただく。オンライン参加者は、第1部と同様、インターネット中継の生中継配信により、その様子を視聴いただく。
- 現在、参加者を募集しており、市内在住・在勤の方を対象としている。申し込みはチラシの申込欄に必要事項を記入の上提出いただくか、またメールでも受け付けている。申し込みの締め切りは令和4年1月17日（月）で、定員を会場参加者30人、オンライン参加者20人としており、定員を超えた場合は抽選となる。報告会当日は、参加申込がなくても、どなたでも自由に傍聴していただける。
- 今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、開催を中止する場合等がある。
- 今後も、より開かれた議会をめざし、工夫をしながら開催していきたいと考えている。

### 3 記者からの質問に答えて

Q 18歳以下の市民に対する10万円の臨時特別給付金は、12月27日から現金給付ということで議決されたのか。

A (議長)

そのとおり。12月27日から給付開始する。

Q クーポンで給付と言わず、現金で10万円か。

A (議長)

そのとおり。大阪府内の全自治体がクーポンなしで現金(給付)される。

Q 以前から、おでかけ応援制度の件について質問させていただいており、これに関連してお聞きする。議会では、堺市の財政が厳しいことについて共通認識を持っているのか。

A (議長)

高齢化社会になり、おでかけ応援制度の対象年齢を引き上げていかなければならないことは、各党派の中で議論されているが、現行制度を継続することによって経済効果もあるという意見もある。

大阪維新の会堺市議会議員団は改正賛成、公明党堺市議団は財政危機を脱却するために全事業をゼロベースで見直すことは一定理解できるが、本条例改正案に関しては反対や抗議の声が多く寄せられており、今回の改正については反対、自由民主党・市民クラブは削減効果より、経済波及効果の減少額の方が大きいと思われ、改正については賛同しがたい、堺創志会は8月議会で約束された高齢者の健康増進施策の充実について今議会で示されておらず、改正については容認できない、日本共産党堺市議会議員団は住みよいまちづくりのためにも公共交通は充実こそすれ後退させてはならないと考え、今回の改正には反対、というのが各党派の意見である。

Q 議会は、財政危機で支出を絞らなければならない、見直さなければならないことは理解をしているが、今回のおでかけ応援制度の改正については、受け入れられないということか。それとも、そこまで財政は厳しくなく、支出を削減する必要はないという意見なのか。

A (議長)

おでかけ応援制度の改正よりも先に見直すことがあるのではないかと、という意見もあった。

Q 日高少年自然の家の廃止は堺市財政危機脱却プラン(案)の中で唯一の施設廃止案であると理解している。可決されなかった理由として、説明が足りない、準備が足りないとのことであったが、こういった指摘があったのか。

A (議長)

(廃止にかかる費用は)施設の解体と原状復旧に約10億円のほか、その間の土地の借地料も見込まれ、本市は売却も検討しているようである。しかし、廃止後の対応について、具体的な話が何も示されていないため、時期尚早との意見である。

Q 会期が延長されるとのことであるが、1月12日まで具体的にどのようなスケジュールで、何をどう話し合っていくのか、見通しを教えてください。

A（議長）

健康福祉委員会の審査については、1月12日という期限を設けている。本日、健康福祉委員会の委員が集まり、日高少年自然の家の（指定管理者の担当の）方呼んで話を聞きたいという意見や、委員全員で現地に調査に行つてはどうかという意見があったと聞いている。

Q 健康福祉委員会が開催されるのは1月12日の1回だけということか。

A（議長）

1月12日までに健康福祉委員会を開催しなければならないということである。どのような形で審査するのかは、委員間で協議されるものである。

A（副議長）

（堺市立日高少年自然の家条例を廃止する条例については、健康福祉委員会では継続審査とすることが可決されたが、本日の本会議では継続審査は否決となったため、同議案は健康福祉委員会の）審査の期限を付さずに（定例会を）閉会すれば、議案は廃案となる。廃案とならないように本日の本会議において審査期限を1月12日までと決定し、会期を延長した。

A（事務局）

健康福祉委員会の開催予定日については、委員が集まり決定しているが、まだ協議中の案件もあり、正式に決まり次第、案内する。1月12日までは開催する予定となっている。

Q 要は廃案にしないために期日を決めて話し合ひていきたいと思いますということか。

A（議長）

そのとおり。

Q おでかけ応援制度について、インターネット中継でやり取りを拝見した。一市民として考えたときに、年金自体もスライド制で、これから先どんどん減っていくような時代で、人口ピラミッドがいびつ化していくことが前提のこの国において、私の年代では、65歳、70歳になったときに、今の制度がそのまま残っていると思っている人はいない。どこかで誰かが見直さなければいけないことはわかっているが、議会として反対されているのか。素朴な疑問として、誰かがどこかで着手しないとどうにもならない将来が見えているが、何もしないというのは、この国の政治の縮図のような感じがする。そのあたりについて、自民党の議員でもある議長はどうお考えなのか教えていただきたい。

A（議長）

これからますます超高齢社会になっていくので、私はこの議論については、今後はただ単に廃案ではなく、（対象）年齢について、本当に妥当なのか、きちんともう1回ゼロベースで見直すことは必要だと思っている。また、この制度によって、多少なりとも経済効果や、高齢者の方にとってどれだけ健康増進につながるかなど、細かいところまで調べたうえで、きちんとした議論を進めていきたいと考えている。

Q この条例案については、否決され、仕切り直したが、この議論自体が、議会として全く受け入れられる余地がないという話ではなく、執行部側が新たな提案をしてきたときには、それに応じて議論をしていくというお考えか。

A（議長）

私としては、これから（対象）年齢もきちんと考えていきたい。今回はそういう議論をする時間があまりにもなかったので、より煮詰めた議論を丁寧にしていければと思う。ある会派の意見ではこのような考えが出されており、（全事業を）ゼロベースで見直すような形で進んでいくのではないかと思う。

Q 議会の中で、多くの議員が市民から反対の声をいろいろ聞いているとおっしゃっておられたが、今既に利用されている方は、影響を受けないような制度設計になっている。直近で見直しの対象となる特定の世代は不満とは思いますが、遠い先の話であると感じている市民も一定数いると思う。議員活動をされている中で、肌感覚として、反対の声を上げているのは、現在利用されている方なのか、それとも、見直しの対象となる世代の方なのか、各年代で幅広く反対の声が上がっているのか、どのように捉えているのか。

A（議長）

私の事務所にも3件、ご意見をいただいた。（現行制度では近々）対象となる年齢の方が、（改正された場合、65歳になったとしても）利用できなくなることへの不満の声をいただいている。また、私はもうすぐ61歳になるが、私のように60歳前後の方からの意見が多いように思う。若い世代や現在既に対象になられている方からはあまりない。

Q そうなると、やはり見直したとしても、対象年齢直前の年代の方からの意見が必ず生じてしまう訳である。そこに一定耳を傾けなければならないにしても、それをずっと重視していくと、いつまでたっても総論賛成各論反対で何も変えられないという、よくありがちな議論に収れんされてしまうように思うが、そのあたりについては、議長はどのように考えるのか。

A（議長）

そのあたりの議論が尽くされたときには、ある程度反対があっても、財政が厳しい中であるので、対象年齢を引き上げることが必要であれば、決断をしなければならないと思う。